

平成28年度三芳町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成29年1月6日

1. 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため定める。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3. 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てをみたすもの）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4. 調達の推進

三芳町契約規則（昭和39年7月1日規則第3号）第13条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就

労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給可能な物品等については、福祉課から各機関へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

5. 調達目標

平成28年度の調達目標を次のとおり定める

調達の目標額100万円以上

6. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、会計年度終了後、町ホームページにより公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉課とする。